

広島県告示第三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋田歯科医院	安芸郡府中町浜田三丁目四番二〇号	平成二十三年二月一日